三十

分野　測量業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要　測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

三十一

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類　ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
市場アクセス（第百六条）
政府の段階　中央政府
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要　1　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
2　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

三十二

分野　運輸業
小分野　航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
政府の段階　中央政府
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要　1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

三十三

分野　運輸業
小分野　通関業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要　通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

三十四

分野　運輸業
小分野
産業分類　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類　内国民待遇（第百四条）
最恵国待遇（第百五条）
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
概要　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

三十五

分野　運輸業
小分野
産業分類　道路運送業
ＪＳＩＣ　四二一一　一般乗合旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四二二一　一般乗用旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四二三三　一般貸切旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四二三九一　特定旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四一一　一般貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四二二　特定貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四三三　貨物軽自動車運送業
留保の種類
市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階
中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要　1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときに指定される。
3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域において、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般貨物自動車運送業の供給輸送力が現行の輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に指定される。